

## 小千谷市E C（電子商取引）活用支援事業補助金交付要綱

（令和 3 年 4 月 1 2 日告示第 6 6 号）

（趣旨）

第 1 条 本市は、販路開拓及び競争力強化を図るため、E C（電子商取引）機能の導入に取り組む市内の中小企業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、小千谷市補助金等交付規則（昭和 4 4 年小千谷市規則第 4 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）会社 会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 2 条第 1 号に規定する会社及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 1 7 年法律第 8 7 号）第 2 条第 1 項に規定する旧有限会社をいう。

（2）中小企業者 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。ただし、次に掲げる業種以外の業種とする。

ア 農業

イ 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）

ウ 漁業

エ 金融業・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）

（3）E C インターネットを利用した電子商取引をいう。

（4）E C サイト インターネット上で商品及びサービスの売買を行うウェブサイトをいう。

（5）E C モール E C サイトのうち、複数の異なる運営主体による電子商店が出店しているもので、次に掲げるものをいう。

ア A m a z o n

イ 楽天市場

ウ 新潟直送計画

エ その他市長が認めるもの

（6）出店 E C モール上に新たに店を出すこと又は既存 E C モール店舗に商品及び

サービスを追加出品することをいう。

- (7) 事業所 事業の用に供する事務所、店舗、工場その他これらに類するもの（仮設又は臨時の一時的な設置を除く。）

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自己が所有するウェブサイトへE C機能を導入し、若しくは拡充する事業又はE Cモールへの出店とし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令に違反するもの
- (2) 宗教若しくは政治に関するもの又は公序良俗に反するもの
- (3) その他市長が不適当と認めるもの

（補助対象者）

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所を設置している中小企業者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 小千谷市暴力団排除条例（平成24年小千谷市条例第2号）第2条第1号及び第2号に該当しない者
- (2) 市内に事業所を有し、1年以上継続して事業を営んでいる者
- (3) 納期限の到来した市税等を完納している者

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、第4号については、第1号から第3号までのいずれかと同時に行う場合に対象とする。

- (1) 自己が所有するウェブサイトへのE C機能の導入に係る経費
- (2) E Cモールへの出店に係る経費（月額出店料については、初回契約時に発生する6月分のみを対象とする。）
- (3) 決済機能の追加、セキュリティ機能の強化、外国語変換機能の追加その他既存E C機能の拡充に係る経費
- (4) 商品、サービス又は企業紹介に関する画像・動画製作費用
- (5) その他市長が認める経費

2 前項に掲げる経費のうち、次に掲げる費用は、対象外とする。

- (1) 通信経費

(2) 物品購入費

(3) 消費税及び地方消費税

(4) 振込手数料及び各種手続きに伴う手数料

3 第1項に掲げる経費に対し、国等からこの要綱に基づく補助金以外の補助を受ける場合は、当該補助金等の額を補助対象経費から控除するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）又は100,000円のいずれか低い額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業の実施前に市長に申請しなければならない。

(1) ECサイト又はECモールにおいて取扱を予定している商品又はサービスの内容が分かる資料（EC機能の導入又はECモールへの出店の場合に限る。）

(2) ECモールへの出店申込書の写し又はそれに類する資料（ECモールへの出店の場合に限る。）

(3) 補助対象経費の内訳を説明する書類の写し

(4) 市税等に滞納がないことの証明書

(5) 市内に事業所を有することが確認できる書類（発行日から1年以内の登記事項証明書の写し、直近の確定申告書の写しその他これに類するもの）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請は、1補助対象者当たり1年度内に1回限りとする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の書類を審査し、規則第6条第1項の補助金等交付決定通知書又は補助金等不交付決定通知書により、申請者に交付の可否を通知するものとする。

(変更の申請等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金に係る事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、規則

第5条第2項の補助金等変更（中止・廃止）申請書に必要な書類を添えて速やかに市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による変更の申請を受けたときは、当該申請の内容の可否を決定し、規則第6条第2項の補助金等変更交付決定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業の完了日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、規則第9条の補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る経費の請求及び支払を証明する書類
- (2) E C機能の導入又は拡充をしたことが確認できる資料（E C機能の導入又は拡充をした場合に限る。）
- (3) 新たに出店したことが分かる資料（E Cモールに出店した場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の額を確定し、規則第10条の補助金等確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金について返還を命ずることができる。

- (1) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 補助対象事業に関して虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他、補助金を交付することが不適當であると市長が認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、規則第6条第1項の補助金等不交付決定通知書により当該取消しを受けた者に通知するものとする。

- 3 前項の規定は、前条の規定により補助金の額を確定した後においても適用する。

（書類の整備）

第 13 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助金の交付を受けた日の属する翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(令和 8 年度における補助金の額の特例)

2 令和 8 年度の補助金の額は、第 6 条の規定にかかわらず、同条中「2 分の 1」とあるのは「4 分の 3」と、「100,000 円」とあるのは「200,000 円」とする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。